

幸田町保育園 I C Tシステム導入業務プロポーザル評価基準

1 審査について

(1) 審査の考え方

審査にあたっては、「幸田町保育園 I C Tシステム導入業務プロポーザル実施要領」及び「幸田町保育園 I C Tシステム導入業務仕様書」等の関係書類を基に、本業務に対する提案等について、提案書及びプレゼンテーション等における聴き取りにより実施する。

(2) 評価項目・配点

評価項目及び配点比率

ア 価格評価点（30%）

評価点数については、次の方法で算出する。

【最低見積額／当該提案者見積額（小数点第2位以下切り捨て）】

イ 機能仕様評価点（20%）

機能要件回答表（様式第6-1号）により評価する。

ウ 企画提案書及びプレゼンテーション（50%）

評価については、次の表のとおり行う。

評価項目	評価内容	配点	A	B	C	D	E	審査方法
1 会社概要	会社概要が記載されており、信頼できる企業であるか	5点	5	4	3	2	0	相対評価
2 本業務に関する実績と知識	導入実績と知識が十分にあるか。	15点	15	10	8	5	0	相対評価
3 システム	利用者が分かりやすい画面表示や画面推移になっているか。	20点	20	16	10	4	0	相対評価
4 運用支援	システム定着に向けて合理的な運用支援施策や体制が用意されているか。	15点	15	10	8	5	0	相対評価
5 操作端末	不正アクセス対策やデータバックアップ等のセキュリティについて詳細が示されているか。	15点	15	10	8	5	0	相対評価
6 ネットワーク環境	保育室及び事務室で良好なネットワーク接続が可能な環境を構築できるか。	10点	10	8	5	2	0	相対評価
7 危機管理体制	事故等想定外の事態が発生した場合の対応や予防法の妥当性	10点	10	8	5	2	0	相対評価
8 独自性	本町の保育環境の質の向上のために特色ある新たな提案がなされているか	10点	10	8	5	2	0	相対評価
審査合計		100点						

2 優先交渉権者の選定について

幸田町保育園 I C Tシステム導入業務プロポーザル選定審査委員会（以下、「選定委員会」という。）委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、選定委員会委員の評価点が平均70%に満たない者は、要求水準を満たしていないものと判断して優先交渉権者として選定しない。

なお、提案者が4者以上の場合は、書類審査による事前審査を行い、得点の高い3者を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

【選定順位】

- ① 選定委員会全委員の評価点の合計が最高点数の者。
- ② ①が複数ある場合は、選定委員会委員の協議により順位を決定する。

3 留意事項

提案者から選定委員会委員への接触については、直接、間接を問わず一切禁ずるものとする。